



式目抄下

9

73
2395
25





依テ道理ニ不レ家ラ裁許ス之軍ヲ為ス行人ハ偏頗ニ
 申所ノ事 裁許トハレ道理トノレワリク理ノ
 方ハ付ク事ト云フ偏頗トハレ事トノレワリク理ノ
 事ト云フと云ハカクト
 右依テ其理ニ不レ開裁許ス之軍ヲ為ス行人ハ偏頗ニ
 申所ノ之條太ニ盤吹キや自今ノ後裁許ト不レ定ム
 全盤所ノ者可レ被収ム之而顧ミ之方ニサレ而常ク者一裁
 却セ 両方ノ所治ト云ハ合道理ト云ハカクト
 之付ク事ト云フ乃チ人ノ員員ノ一ノレノノレノレノレ
 付ク事ト云フ乃チ人ノ員員ノ一ノレノノレノレノレ
 付ク事ト云フ乃チ人ノ員員ノ一ノレノノレノレノレ

武田下

なほり一河治と金はこ村一知行二合一と可被
上りなりお成りこのあはれはひいりあつるべし
吹さぬさざりなりなりと云はれぬと云はれぬと云はれぬ
事と云はれぬと云はれぬと云はれぬと云はれぬと云はれぬ
がーわびらるる事と云はれぬと云はれぬと云はれぬと云はれぬ
若又その人有其謀者永不可被石は
りをり人いひつるがごとくそのあやまりをり
ニニ
一隠置盗賊悪黨於不領内事 盗賊と云はれぬ
人の事から悪黨と云はれぬと云はれぬと云はれぬと云はれぬ
りのと云

右件軍雖有汎圍依不為頭不能以危不加柄
飛而國人等是神之所上之可去之國せらるる
在國之時其國狼藉やき 件等といはれぬ

そはわらりつることと云はれぬと云はれぬと云はれぬと云はれぬ
そはわらりつることと云はれぬと云はれぬと云はれぬと云はれぬ
國人といふも國の人と云はれぬと云はれぬと云はれぬと云はれぬ
かららり極家のふら悪黨たがそと云はれぬと云はれぬと云はれぬ
人さしりしと云はれぬと云はれぬと云はれぬと云はれぬと云はれぬ
捕へしあつる事なりと云はれぬと云はれぬと云はれぬと云はれぬ
も國より可なりと云はれぬと云はれぬと云はれぬと云はれぬ

二

仍於邊境之凶賊者付澄跡可右禁 縁色とい

國ごふいと云んからん凶賊いん盗人めんと云んわく

そこの事から國ごふいと云ん盗人といふこと

いつけらる澄跡の方より可る禁とある國ごふ

をいふれまはるる事あはるる事いふに付るる事

澄跡のりるる事いふことよりいふこと

又地は未だ澄置賊徒者可る同此也と死矯款

之類は置地は澄置賊徒國不存居之間若く是

類は賊徒とい盗人の事と地は盗人とい

しと云んからん事と地は盗人の死にたる事

よと云んからん事と地は盗人の死にたる事

ど地は盗人といふことと云んからん事

しと云んからん事と地は盗人の死にたる事

ゆつららるる事と云んからん事

るる事と云んからん事

次被傳じ守後使へ部より事同感案お出之時

者不自可右守後使や若く物措者且今へ部

守後使且可被改捕地代や若く不改代友若

被改收地代職可被入守後使 是の守後使を

も國の司もの事と云んからん事

あつたりぬと人お出るといふこと

儀ありつる事と云んからん事

三十三

凡びさうふよにのく身濼の不入下かりも守
濼使と入く盗人とくうりさるるべし一被ら
の地次代とわくぬらるるべし一又地次も代
友とわくぬらるるべし一又地次と五上守濼と

一強竊二盗犯科事

付タリ放人

強竊二盗と云

きおなりたりとて入る二文の事

右院有新犯之乞例何及於濼之新儀也

ゆよとてはたりひさるるぬりぬり事
かそ入の流とのやういふべし
くかるるべしぬらるるぬりぬり新儀と云

なとかる

次款火人事准按盜賊道令禁遇

救火人と云火と云かとは者のゆく准按らぬ

とくへくくあり禁遇といふまじりぬりぬり

救火人と云盗人と云ける向犯也

一密懷他人妻犯科事 人のとんかをなむ

この事なり

右不洩強斯和斯懷抱人妻之將被石上瀆事

分可被罷出はしき常若てんま流や女之取

同可被罷出せし取ま又可被配流之也

強姦といふ女のそんせぶりと男と云くはれと云

不目

和奸と云ふ事いふいふ合点して彼れと云ふ人のあそ
ぬと云ふあふれりらん人のいふいふあはれりな
まかりのわがいふにせむららるべし
此者なりばまを國へなかりし女もあつた
あはれと云ふとらよるあはれなりといふ
らよるあはれなりといふあはれなりといふ
かごと云ふは情抱といふことありしごと
あり

次於道路此捕女事此後数人者百箇日之
間可止む法 乃為の世と云ふ事あり
別即以下 征右大将家津四之例 可刑除行

方之懸負髪也 即征人もの若者あとの事あり
か征の若者あとの事あり
如と云ふ事あり
但能法師之飛科之當を時可被科敵
科敵といふ事あり
一雅洽なる正交不系上科事
所人自安と云ふ事あり
此科の事たりと云ふ事あり

て七日のらるまじりたるなり七日のらるまじり

又流るいとそそりあつたり

右統正状遺る文事及三箇たふ不為波若新
人有理去直可被裁許所人等理去又可給
他人や 所状のほりくともあひくともさうり

又三箇たふしなしてあつたり人等所状の面
理しはつてさうりあつたり可なり 所状を
ほりくともさうりあつたり可なり 所状を
ほりくともさうりあつたり可なり 所状を

但列二處馬牛并雜物等志任負數被^レ記
返可被付寺社修物や 所状のほりくともあひくともさうり

事なる^レ紙^レ返^レと^レは^レあ^レし^レむ^レと^レ云^レん^レあ^レは^レ是^レの^レ願^レ

知^レの^レす^レし^レあ^レは^レむ^レと^レ内^レの^レ者^レ或^レは^レ牛^レぎ^レり^レあ^レる^レ

し^レ付^レく^レあ^レひ^レて^レの^レ人^レを^レ文^レを^レは^レつ^レる^レさ^レう^レし^レあ^レわ

ひ^レく^レあ^レり^レく^レや^レあ^レさ^レう^レり^レす^レん^レ所^レ人^レの^レ負^レ數^レし

ま^レう^レさ^レう^レり^レく^レと^レ抽^レと^レ返^レし^レは^レつ^レる^レさ^レう^レし^レあ^レわ

あ^レん^レか^レく^レい^レ事^レを^レあ^レさ^レう^レり^レす^レん^レ所^レ人^レの^レ負^レ數^レし

武州下

一^{三六}改^レ舊^レ境^レ被^レ相^レ論^レ事 田畠^レ又^レは^レ屋^レ敷^レた^レま^レの

さ^レう^レし^レあ^レわ^レい^レ山^レ内^レを^レい^レら^レう^レし^レあ^レわ^レい^レさ^レう^レし^レあ^レわ

右^レ或^レ越^レは^レ者^レ之^レ境^レ梅^レ新^レ儀^レ案^レ婦^レ之^レ或^レ探^レ由^レ

年之例持古文書論之略不須裁許之指
損之故極惡之弊勅令謀所成敗之も此等
昔思案と志つてしるる裁許の事あり
ゆゑ思案と志つてしるる裁許の事あり
すらりものと云謀所成敗之も此等
と云ふと云ふべしと云ふべしと云ふべし
新義の思案と志つてしるる裁許の事あり
この松のまがらひありたしと云ふべし
またしと云ふべしと云ふべしと云ふべし
り例と擲く百代もたれたるの事あり
と云ふべしと云ふべしと云ふべし

と云ふべしと云ふべしと云ふべし
しりと云ふべしと云ふべしと云ふべし
たりのことと云ふべしと云ふべし
と云ふべしと云ふべしと云ふべし
物と云ふべしと云ふべしと云ふべし
をいふべしと云ふべしと云ふべし
りつと云ふべしと云ふべしと云ふべし
かあり

自今以後遣使弘明本迄為北極之術者
お計越境成端之分限割分術人領地之内可被
討揚人之方也 自今以後と云ふべし

事なりとも美指使ミサシなるを海軍部カイセンに譲りしことあり
一應のつらきはこれいふものなり中斷チュウタンはなほこのあ
なり北條キョウとていふるもあらずと云ふにびん使
るもいふのあはざりしとて紅粉ベニコにて折治セチの
にあらざりし事とせりなりとていふこと越
是れもいふありとせりけりなりとてい
けりなりとの地と割分ていひけりし
者りあざりしとてなり利ある事とせり
しりあり

^{三十七}
一 關東津家ツカ中ナカ京都キョウト望ノゾミ補ホ傍官ボウカン取領クネ上
目事 傍友ボウユウとていふもの事あり關東

の法ホウ傳デン部ブの寺テラ社シャ中ナカ西セイへて傍官ボウカンのくへきあり
知行チキチヤウの上ウヘ目メと望ノゾミ事コトありそののあは代友ダイユウとて
しりし八年ハチマン貢キョウありしこととてあはせんといふ家門
跡セへ望ノゾミなり

右々ウキウキ大將家ダイシャウカ之ノ津時ツキ一向イツウ被レ傳デン心シン畢ハシ 於オ於カ心シンなり
な格カクのありしこととていふものありしなり
而シテ出デ幸キョウに海カイ念ネン自由ジユウと望ノゾミ北キタ言ゴン背セ禁制キンセイ令レイ單タン
喧嘩ケンカん自ジとて後ノチ於カ津時ツキ望ノゾミ望ノゾミ者モノ可カ被レ取ク領ネ
一亦イツや 望ノゾミ望ノゾミとていふものありしこととて事コトと云
於オ於カ心シンの時の禁制キンセイの法ホウと望ノゾミのありしこととて代友ダイユウ
とていふこととていふものありしこととていふものありしこととて

任く代友職とらるべしと云ふは、
引出せり。向は借財のたつる代友職と
P人者とは、此科より一西と云ふ
一物地頭押付願内名主職と
我々々々々々々々々々々々々々々々々々

右給地願之人後所願内掠願各別村々
之全能道此科家給別法下文雖名主
職地以若何起強之原之給外巧此
法は監妨者可給別納押下文於名主又
家事はた不顧之例違背地以志可被

改名主職也

被下をわくくも内より各別り行と押願
すらうは是れとも常しある事と法武目の
づふお國也をふとねんすらうも内より寺法
中取以下各別り所願と云ふをなす
しづきありお國也在在所の内らんぐく
から地及び科と能道家上名主別り中
文と給りては地以名主のふらと給
てうだりある中役の外別りすと云ふけ
つらうは名主をさるる名主のふらと
とて別りはらるる下下下下下下下下

一官爵あるは申法用東御一行事

友は自爵に位ありて友位にどの人用東の法奉法とP法ありや

右被る成功之時被はPお望人若況是公平

や仍北法之限は昇進P奉法より不倫を賤一向可停はく

のつりよ法とつこととや... 鳥羽院... 友は... 同裏へ被るを先をく友法が同裏へ事れ... の私曲しし... 平と云かり北法... 友と云るるり昇を... 官位... わるる

と云貴族のころころと云ふことありては
なすも人なるころころに奉状といふは
下たよ一向やうの事なり

但中^ニ交^ニ願^ニ檢^ニ北^ニ遠^ニ使^ニ之^ニ奉^ニ於^ニ為^ニ理^ニ運^ニ者^ニ改^ニ
北^ニ御^ニ奉^ニ状^ニ只^ニ之^ニ請^ニ亮^ニ可^ニ取^ニ下^ニ死^ニ
交^ニ於^ニ之^ニ國^ニの^ニと^ニ云^ニかん^ニひ^ニり^ニと^ニ科^ニ人^ニと^ニす

しつら友ありてはさうと云ふ人のせうと云
くり人のさうと云ふ檢^ニ北^ニ遠^ニ使^ニが^ニさ^ニる^ニに^ニ運^ニ
しつら^ニ開^ニ東^ニら^ニり^ニ奉^ニ状^ニあ^ニく^ニた^ニ都^ニと^ニ遠^ニ
北^ニか^ニく^ニと^ニ云^ニなり

と云新叙之尊巡幸廻來治朝且北制

新叙とは位よりと云位よりなりと云巡幸とは

交^ニ願^ニす^ニべ^ニる^ニ年^ニの^ニ廻^ニ來^ニく^ニと^ニの^ニ北^ニ制^ニ也^ニ
恩^ニと^ニ知^ニり^ニた^ニは^ニ帝^ニ王^ニの^ニ恩^ニと^ニ云^ニ
一^ニ種^ニ念^ニ中^ニ之^ニ僧^ニ後^ニ恣^ニ淨^ニ官^ニ位^ニ事^ニ 僧^ニ徒^ニの^ニ出^ニ

家のものや愛母は志やうたのものと云僧の友
位^ニと^ニ云^ニは^ニ僧^ニ正^ニ律^ニ師^ニか^ニら^ニが^ニ僧^ニの^ニ友^ニなり
法^ニ下^ニ法^ニ服^ニ法^ニ橋^ニか^ニら^ニは^ニ僧^ニれ^ニ位^ニあり^ニは^ニ官^ニ位^ニと^ニ見
が^ニら^ニり^ニあ^ニり^ニて^ニは^ニ法^ニ度^ニと^ニ云^ニなり

右依個位執^ニ膺^ニ次^ニ之^ニ故^ニ授^ニ求^ニ自^ニ由^ニ之^ニ昇^ニ進^ニ亦
添^ニ僧^ニ綱^ニ之^ニ負^ニ也^ニ 綱^ニ位^ニと^ニは^ニ僧^ニ正^ニ律^ニ師^ニ

法京法眼法指と云礼膺次と云ぬる出家八年
母はしす一夏九十日安居禁足と云る四月十
四日より七月十又日まで三ヶ月と云る
しするありは數のほりは身之位と云むらと
膺次と云むらと云るは法京に在る僧は僧
下の僧のわらわれりつゝのされぬもの
おぼしき膺次と云ると云るは僧の人も
宗教するものも僧の人も僧の人も
のむらに在る僧の僧の僧の僧の僧の僧
潤し人僧は僧法京律師法眼を云と云
負教と云るものも僧の僧の僧の僧の僧

隆平の初老有智なる僧被越妙年世也之後
穿らは是且傾衣并之資且乘此教之依也
初老と云るは年よりわらわれりつゝの
有智と云るは人として云ふことあり
し云るは妙年と云ふことありし僧
專に是をなすものも僧の僧の僧の僧
我ら後のものも僧の僧の僧の僧の僧
ひりつゝの僧の僧の僧の僧の僧の僧
まへにやと云ふことありし僧の僧の僧
淨の僧の僧の僧の僧の僧の僧の僧
ひとむらに在る僧の僧の僧の僧の僧

父よあつていひて居りあつたのこゝろに母よ付
あつていひて居りあつて十年と居りあつたは
じつとあつていひて居りあつたのこゝろに母よ付
あつて十年やあつていひて居りあつたのこゝろに
又父母よあつていひて居りあつたのこゝろに
あつて十年やあつていひて居りあつたのこゝろに
あつて十年やあつていひて居りあつたのこゝろに

甲二
百姓逃散時稱逃散令損亡事 百姓よた
り事ありていひて居りあつたのこゝろに
あつて十年やあつていひて居りあつたのこゝろに
あつて十年やあつていひて居りあつたのこゝろに

右法國は民逃脱之時に依主お稱逃散作而
妻子奪取資財不行之企甚宵仁政若彼
没之有年貞不有未泐者可謂其後不越也
早可被乱返損物但於去尚先直任民也
法國とん六十余州とん信民とん國
中よとん民百姓とん逃脱とんあつていひて居りあつたのこゝろに
ていひて居りあつたのこゝろに

一 梅當知行揮給他人取或貪取取物事
 知行せし事をおとちあるかろととと人のある
 物のことかろと出物とる年貢以下事
 の云事ありと云

六梅せ実掠取事武月可推離脱花科仍に
 押領物老早可いと返至不取者可波波取や
 五不願老可波又遠流
 となんとかり他人の取の
 ことあるかろと云
 となんとかり他人の取の
 ことあるかろと云
 となんとかり他人の取の
 ことあるかろと云

梅せ実掠取事武月可推離脱花科仍に
 押領物老早可いと返至不取者可波波取や
 五不願老可波又遠流

次は高知行不取無指下下安捨下下文事若

其後始波松曲れ自今後可波停也

うらふ事さすもなむしゝ志のしほ可波
女流のい文とて一語し傳ひしは文と語り
くしむとてなりしそそのいひはよは文とて
まじくしつゝいふこと事もある
くれいや事ゆかしくして下又とて波

四正とてなり

一傍軍花村未断の茶競管般和常事

そのいひの中よりあるはしむとては
かりるはさむいふ事なりしはそれなり
のそじとてなむんといふ事なりしは

ゆきかともお節とて流知れりあり

右後芳勅之軍企おは者常明也而有不犯
之由とて凡やせ之時花状未定とて又為波
頌歌に沈が人々之條おはく自教此正義

芳とてはなむのあんならしむ
あつとてはなむのあんならしむ
さしむとてはなむのあんならしむ
おは花状とてはなむのあんならしむ
さしむとてはなむのあんならしむ
おは花状とてはなむのあんならしむ
さしむとてはなむのあんならしむ
おは花状とてはなむのあんならしむ
さしむとてはなむのあんならしむ
おは花状とてはなむのあんならしむ
さしむとてはなむのあんならしむ

の望と企の常のな〜ひかた極〜人のほ〜
 び〜
 一箇〜
 一箇〜
 一箇〜
 一箇〜

先被申状有らぬ所者虎口之後と蜂起不
 可致れ假使雖も運治不被叙用毎日
 之親望と 虎口のざんざんとはさるゝの口も
 かならぬなり〜ざんざんとはさるゝの口も
 ざらぬぬのね〜ひ〜

半五

一 飛の事〜
 一 飛の事〜
 一 飛の事〜
 一 飛の事〜
 一 飛の事〜
 一 飛の事〜
 一 飛の事〜
 一 飛の事〜
 一 飛の事〜
 一 飛の事〜

本圖下
 七二

「...」
「...」

四十七

一、^テ不^レ行^レ本領文書寄附他人事

付テテ^レ事^ノ不^レ觸^ル也

寄進権

「...」
「...」
「...」
「...」
「...」

右自今以後... 寄附之寄者可被... 都... 之... 取... 之... 人... 者可... 被... 付... 寺社... 候... 也。

「...」
「...」
「...」
「...」
「...」
「...」

次、^テ名^ヲ主^ト職^ヲ不^レ知^ル中^ニ寄附權^ニ事^ノ自^ラ然^ラ在^リ之^レ也...

とらしてありは都にうほひゆくとつこつはば
なるとしりりふありは人ふ人をばは
よきかろつてとかなむ

一五方院文北野頭時徽志対決事

あ方の北野院文のふくしは
あかの北野院文のふくしは
あかのりあんとは
あひひていたるつとせん

右彼法院文北野備之時雖不道対決直キ

省成敗を 対決とするは
事なるは院文の上よつと
さうろつては

五十
理よきとせむいあはつて

一復藩時不知子細なるを察事 復藩丸

時はなるるあとの時がふ事たはみ細もさく
どしてはあはつて

右於同意興力之科名及子細を極意

通非之式條が可依時直を
ふと合とらんとすはなれとつと
あまらあつて

かあかのあつてとつと
あつてとつと
あつてとつと
あつてとつと
あつてとつと
あつてとつと
あつてとつと
あつてとつと
あつてとつと
あつてとつと

寛政五年十一月
三十四
一
右統許状被下回状者定例也西回状は根
據より對盤之金銀通記料不申為頭迄を辭
事若給回状事一切可被停止
ひてのころらるべしとある事也

右統許状被下回状者定例也西回状は根
據より對盤之金銀通記料不申為頭迄を辭
事若給回状事一切可被停止

許状は許状人たるは許状と同状はあひて
乃とも細く申すは又あり
好盤とも申すは又あり
西より申すは又あり
乃申すは又あり
為るは又あり
強とあるは又あり
いせならぬは又あり
いれは又あり
らもならぬは又あり

三十四
三十五

此のころのふんばりしは鬼神の時のまじりて
てどこのかたのふんばりしは鬼神の時のまじりて
きよひのうらなひの同様に事いふべし
と始りてふんばりしは鬼神の時のまじり

起請

沖津臣同祀北邊新事

右愚暗之身依了見之不及者有越相違事
文北心之所曲其外或有人之方人左知道理之
自操りてせしむる由又乃北邊新事号有澄跡乃
不願人之短名冬知子細付者思不申之者意
其事相違後日之祀決出未決凡詳定之間於

祀北者不可有親疎不可有好惡只道理所推
中之存知不存信軍不思權門可出詞也沖成敗
事切之條之條雖不遠道理一同之憲法也誤雖
被行北邊一同之越乃也自今以後相向所人并
其得者自力者雖存道理信軍之中其以人
況波遠亂之由有其用者已北一味之義殆貽諸
人之嘲者歟又依りて道理詳定之庭被并置
之軍越所之時沖定最之中被書与一行者
自餘之計皆道之中獨似被存之歟者條
子細如此若雖為一事乃曲折今遠祀者
梵天帝釋四大天王惣日本國中六十餘州

八目下
二十六

大小神祇殊伊三宮根所權現三鴻大明神八幡大菩薩天滿大自在天神部類眷屬神別具爵各可羅蒙者也仍起請如件

貞永元年七月十日

奇藤兵衛入道

沙

孫淨園

佐藤

相模大掾藤原業時

太田

玄蕃允三善康連

後藤

右馬少尉藤原朝長基總

二階堂良弘太史

沙

孫行然

矢野外記太史

散位三善朝長倫重

加賀守三善朝長康長

二階堂源俊入道

沙

孫行西

中條

前出羽守藤原朝長家長

三浦

前後河守平朝長義村

相模守中原朝長師貞

小糸

武藏守平朝長恭時

小糸

相模守平朝長時房

此起清文が...
おごわんの...
御...
右ごわんの...

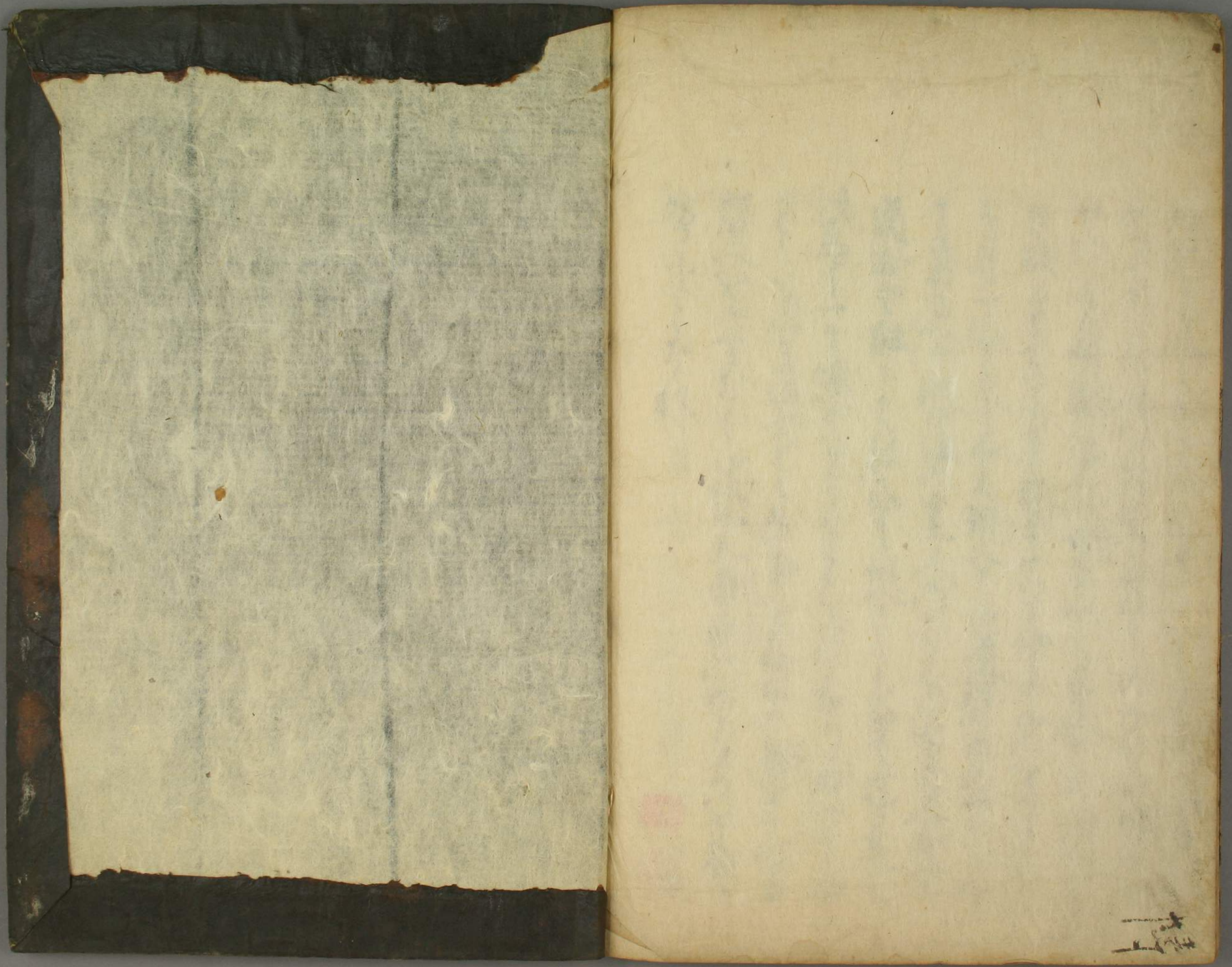
して一たびお尋ねの事ありさう
 後にはお尋ねの事ありさう
 西一〇と
 東一〇と
 南一〇と
 北一〇と
 東一〇と
 西一〇と
 南一〇と
 北一〇と
 東一〇と
 西一〇と
 南一〇と
 北一〇と

後一たびお尋ねの事ありさう
 西一〇と
 東一〇と
 南一〇と
 北一〇と

中一〇と
 道一〇と
 口権門の威張り
 一〇と
 十三人の恩法
 分ぬしむに
 十二人の恩法

ぬきとぐんよーりうう事まづいりたりた極
のやあわい三味月の義と背くものほよの物米と
ぞじろう時の忽法人の嘲あべい。又よ道徳な
さ故よすてころう。特よそとあ十二人とうと
らうい今よういあえ折へり道徳の中の一うと
ころわいこれ後の十二人あういひいよあせ
道徳中独して被ぬい然い。あていよあて
びる平一ヶ條というさあうたうあり着い。いあ
いしよぶよあうい。事とねちの首とさじい
だういさうすなうい。林苑天帝釈のひらうとあ
あういとなり





Handwritten marks in the bottom right corner of the right page, possibly a signature or initials.

